

# 介護保険料が変わります



平成12年4月にスタートした介護保険制度。今後も介護保険サービスの利用の増加が見込まれるため、平成15年度から、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料を見直します。

**詳細** 介護保険料については区役所（17号）の保険年金課へ  
 介護保険サービスについては区役所（17号）の保健福祉サービス課へ  
 制度全体については市役所の介護保険課☎211-2547へ

## 介護保険料が変わります

平成12年から始まった介護保険制度では、状況の変化に的確な対応ができるよう、3年ごとに、65歳以上の方の介護保険料（第1号保険料）の改定を行います。

市では、介護保険サービスを利用できる要介護認定者の数や、今後利用される介護保険サービスの見込み量などについて将来推計を行い算定した結果、平成15年度からの第1号保険料は、下表の通り決定しました。

また、全国の所得分布の状況から、第4段階と第5段階を分ける所得金額が250万円から200万円に変更になります。

### ■介護保険料（年額）

所得段階	対象者	平成15年度から	平成14年度
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	22,741円	18,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	34,112円	28,300円
第3段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる方	45,482円	37,700円
第4段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円未満の方	56,853円	47,100円
第5段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上の方	68,223円	56,600円

※実際に納めていただく保険料は、この表を基に算出した額から10円未満を切り捨てた額になります

## 介護保険は助け合いの仕組みです

介護保険では、サービスを受ける被保険者自身が助け合いの考えに立って、保険料を負担するとともに、その制度全体を国民みんなで支えています。具体的には、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料で費用全体の平均18%、40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料で32%、このほかは国・都道府県・市町村の公費によって賄われています。

### ■介護に要する費用の負担割合

